

日医発第358号（保83）
平成24年7月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成24年6月27日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、新たな臨床検査を保険適用することが了承されましたが、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成24年7月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌9月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平24.6.29 保医発0629第3号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）



保医発0629第3号
平成24年6月29日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年7月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D023（2）イ中「なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。」を「なお、SDA法又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法においては咽頭からの検体も算定できる。」に、（4）イ中「泌尿器及び生殖器」を「泌尿器、生殖器又は咽頭」に、「なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はSDA法においては咽頭からの検体も算定できる。」を「なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。」にそれぞれ改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 淋菌核酸検出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、<u>SDA法又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法</u>においては咽頭からの検体も算定できる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、<u>SDA法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法</u>においては咽頭からの検体も算定できる。</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 淋菌核酸検出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器及び生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はSDA法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>

新たに保険適用が認められた検査

平成 24 年 6 月 29 日 保医発 0629 第 3 号 (平成 24 年 7 月 1 日適用)

測定項目	(1) 淋菌核酸検出 (2) 淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出
商品名	コバス 4800 システム CT/NG (ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社)
区分	E 2 (新方法)
測定方法	PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法
主な測定目的	(1) 淋菌核酸検出 尿、子宮頸管擦過物又は咽頭検体中の淋菌DNAの検出 (2) 淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出 尿、子宮頸管擦過物又は咽頭検体中のクラミジアトラコモナスDNA及び淋菌DNAの検出
点数	(1) 淋菌核酸検出 D023 微生物核酸同定・定量検査 2 淋菌核酸検出 210点 (2) 淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出 D023 微生物核酸同定・定量検査 4 淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出 300点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>-----</p> <p>第 3 部 検査 D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) (略) (2) 淋菌核酸検出 ア (略) イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生じた方法又はSDA法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法においては咽頭からの検体も算定できる。</p> <p>(3) (略) (4) 淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出 ア (略) イ 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジア・トラコモナス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>

(日本医師会保険医療課)